

瀬戸内契第 41 号  
平成 29 年 5 月 31 日

入札参加資格審査申請者 様

瀬戸内市長 武久 顕也  
(公 印 省 略)

### 測量業務、建設コンサルタント業務等に係る入札制度について

平素は、瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 6 月以降に瀬戸内市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等に係る入札制度については、下記のとおりお知らせします。

#### 記

### 1 入札制度（変更なし）

#### 1 最低制限価格について

- ・対象業務は次のとおりです。

- 1)測量業務
- 2)建設コンサルタント業務
- 3)地質調査業務
- 4)補償コンサルタント業務
- 5)前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める業務

- ・最低制限価格は、電子入札システムへ入札金額に併せて登録した 3 桁の数字「くじ番号」と入札金額を受理した時刻のミリ秒「到着ミリ秒」を利用して、次の計算式を用いて業務ごとに決定します。

最低制限価格(税抜)＝予定価格算出の基礎となった設計金額（税抜）×  
（最低制限価格基準率－（0.002X＋0.0002Y））〈千円未満切り捨て〉

ただし、X 及び Y は、0 から 9 までの 1 単位の変数です。

- ・最低制限価格基準率は 0.67 とします。
- ・再入札及び再々入札の場合の最低制限価格は、1 回目の入札で決定された最低制限価格と同じ金額とします。
- ・予定価格、最低制限価格は事後公表とします。